

雫石町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務

特記仕様書

令和5年6月

雫石町 町民課

## 第1章 総則

### 第1条（適用範囲）

本仕様書は、雫石町（以下「発注者」という。）が受注者に委託する雫石町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務（以下「本業務」という。）について適用する。受注者は、本業務の履行には、この仕様書のほか、関連法令等を遵守し、本特記仕様書に定めのない事項については、岩手県県土整備部「委託業務共通仕様書」によるものとする。

### 第2条（用語の定義）

本特記仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）「管理技術者」とは、契約の履行に関し、主として指揮・監督を行う者として、受注者が定めた者をいう。
- （2）「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者として、受注者が定めた者をいう。
- （3）「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。

### 第3条（関連法令・計画等）

本業務の受注者は本特記仕様書によるほか、次の各号に定める法令・計画等に準拠し実施するものとする。なお、当該法令・計画等の改正・改定等の際には、最新の内容を踏まえるものとする。

- （1）地球温暖化対策の推進に関する法律 令和3年3月改正
- （2）気候変動適応法 平成30年6月
- （3）地球温暖化対策計画 環境省令和3年10月
- （4）気候変動適応計画 平成30年11月
- （5）長期低炭素ビジョン 環境省平成29年3月
- （6）第6次エネルギー基本計画 経済産業省令和3年10月
- （7）岩手県環境基本計画 令和3年3月
- （8）第2次岩手県地球温暖化対策実行計画 令和3年3月
- （9）第三次雫石町総合計画 令和2年3月
- （10）第二期雫石町環境基本計画 令和3年5月
- （11）雫石町新エネルギービジョン 平成26年3月
- （12）雫石町再生可能エネルギーマスタープラン 令和3年2月
- （13）その他関係法令及び諸規則並びに通達等

### 第4条（業務の目的）

本業務は、地球温暖化対策推進本部による2030年の温室効果ガス46%削減目標、2050

年までの温室効果ガス排出実質ゼロ目標（脱炭素社会の実現）を踏まえ、関連する社会経済、技術動向を勘案して、本町における地球温暖化対策に関する取組目標及び実現方策等を定める「雫石町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の素案を策定することを目的とする。

#### 第5条（対象地域）

本業務の対象地域は、雫石町全域とする。

#### 第6条（業務期間）

本業務の期間は、契約締結日の翌日から令和6年2月15日までとする。ただし、他計画との調整など、業務実施にあたり不測の事態等が発生した場合は発注者、受注者の協議により、変更する場合がある。

#### 第7条（監督職員）

発注者は、本業務における（監督職員）を定め、受注者へ通知するものとする。

- 2 監督職員は、契約書、特記仕様書、設計書等（以下「契約図書」という。）に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

#### 第8条（管理技術者）

受注者は、本業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。なお、管理技術者は過去5年以内に東北管内において地方自治体が発注する地球温暖化対策実行計画の区域施策編を元請けとして受託した実績を有する者とし、技術士（建設部門（都市計画及び地方計画）又は環境部門）あるいはRCCM（都市計画及び地方計画又は建設環境）の有資格者を配置することとする。管理技術者は、次に掲げる事項を行うものとする。

- （1）設計図書等に基づく業務の技術上の管理
- （2）照査結果の確認

#### 第9条（照査技術者）

受注者は、当業務における照査技術者を定め、発注者へ通知するものとする。なお、照査技術者は過去5年以内に東北管内において地方自治体が発注する地球温暖化対策実行計画の区域施策編を元請けとして受託した実績を有する者とし、技術士（建設部門（都市計画及び地方計画）又は環境部門）あるいはRCCM（都市計画及び地方計画又は建設環境）の有資格者を配置することとする。照査技術者は、次に掲げる事項を行うものとする。

- （1）照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めること。
- （2）照査技術者は、業務の節目ごとにその結果の確認を行うとともに、成果の内容について受注者の責において照査を行うものとする。

#### 第10条（担当技術者）

受注者は、本業務における担当技術者を定め、発注者に通知するものとする。なお、担当技術者は岩手県内常駐の個人情報保護士の有資格者を最低1名配置することとする。

#### 第11条（提出書類）

受注者は、本業務の実施にあたり、次の各号に掲げる書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。また、その内容を変更しようとするときも同様とする。

##### （1）業務着手時

- ア 業務着手届
- イ 業務計画書
- ウ 業務工程表
- エ 管理技術者選任通知書
- オ その他発注者の指示により提出を求められた書類

##### （2）業務完了時

- ア 業務完了届
- イ 成果品
- ウ 請求書
- エ その他発注者の指示により提出を求められた書類

2 指示、承諾及び協議は、原則として書面によりこれを行うものとする。

#### 第12条（打合せ等）

本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者又は担当技術者は、監督職員と適宜連絡を取り、業務の方針及び設計条件等の疑義を正すものとする。

2 協議又は確認した内容については必要に応じて記録簿を作成し、発注者及び受注者にて1通ずつ保管するものとする。

3 業務打合せは、業務着手時及び完了時並びに中間打合せ1回程度とする。業務着手時及び完了時の打合せには管理技術者が立ち会うものとする。

#### 第13条（資料等の貸与及び照査、返却）

発注者は、受注者に対し、本業務の実施にあたり必要な関連図書及び関係資料等で提供可能なものについて無償で貸与するものとする。

2 受注者は、責任を持って貸与された資料を管理し、本業務完了後は速やかに返却するものとする。

#### 第14条（守秘義務）

受注者は、本業務において知り得た内容を発注者の許可なしに第三者へ公表、譲渡、貸

与等してはならない。また、個人情報保護法を遵守し、本業務で使用する各種貸与資料やデータ等に含まれる個人情報の取扱いについて十分留意すること。

#### 第 15 条（完了及び検査）

業務完了時には、成果品とともに業務完了報告書を提出して完了検査を受けるものとし、完了検査の合格をもって業務を完了するものとする。

- 2 受注者は、完了検査に際しては、成果品およびその他関係資料等をそろえるものとし、原則として管理技術者を立会いさせなければならない。

#### 第 16 条（契約不適合責任）

受注者は、本業務完了後に受注者の責に帰すべき理由による成果品の過失及び不良箇所が発見された場合には、速やかに修正、補足等の必要な措置を講ずるものとする。その際の費用は受注者の負担とする。

#### 第 17 条（成果品の帰属）

本業務における成果品は発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく外部に貸与又は公開してはならない。

#### 第 18 条（疑義）

受注者は、本特記仕様書及び契約約款等に記載のない事項や疑義が生じた場合には、発注者と協議して定めるものとする。

#### 第 19 条（請負代金の支払い）

本業務においては、請負代金（前払い金等の部分払いを含む）の中間払いや出来高に応じた精算は行わず、業務完了後に一括して行うものとする。ただし、受託事業者が業務の円滑な遂行を図るために必要である場合に限り、契約額の 10 分の 8 以内の前払金の支払いを町に請求できるものとする。

## 第 2 章 業務概要

#### 第 20 条（業務概要）

本業務は、これまでの本町での各種脱炭素関連事業への取組や地球温暖化対策推進本部による 2030 年の温室効果ガス 46%削減目標及び 2050 年までの温室効果ガス排出実質ゼロ目標（脱炭素社会の実現）等を基本として、「雫石町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の素案を策定するものである。なお、計画期間は、2025 年度（令和 7 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）までの 6 年間を想定する。

### 第3章 区域施策編の策定

#### 第21条（基礎情報の整理）

社会経済動向の変化等以下に掲げる事項について現況把握や調査を行い、本町の自然的社会的条件の把握・整理や地球温暖化対策と地域の目指す将来像とのつながりの整理を行う。

- （1）地域の特徴の整理
- （2）社会動向の整理
- （3）地域の目指す将来像の整理

#### 第22条（関連計画の把握）

関連計画や本町の上位計画を整理し、本業務遂行に必要な情報を整理するとともに、必要に応じて庁内ヒアリングにて状況確認を行うものとする。

#### 第23条（温室効果ガス排出量の推計）

本町における温室効果ガス排出量について、本町の行政規模や特性を踏まえ、部門・分野ごとに現状年度及び将来の推計を行うものとする。

#### 第24条（住民等の意向調査（アンケート調査））

地球温暖化対策に関する住民・事業者の取組や意向の把握等を行うため、住民や事業者に対するアンケート調査を実施する。調査の実施に際して、アンケート調査票の印刷及び発送並びに回収作業については発注者が行うものとし、受注者は、調査対象者の抽出や調査票（案）の作成、調査票の集計・分析の支援を行うものとする。

#### 第25条（温室効果ガス削減目標の設定）

2030年の温室効果ガス46%削減目標、2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロ目標を念頭に、2025年度から2030年度までの町域における温室効果ガスの部門別の削減目標を設定する。なお、削減目標の設定に当たっては、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（環境省）に準拠するものとする。

#### 第26条（実現化方策の検討・提案）

前条で設定した削減目標の達成に向けて、行政、家庭、事業者等における方策・取組や、その実施に関する目標について検討・提案を行う。なお、提案にあたっては、本町の現況を踏まえつつ複合的・多角的な観点から検討を行うとともに、上位・関連計画等と整合を図り、取組指標や実施主体等について整理する。

#### 第27条（促進区域の設定に関する基礎的検討）

地球温暖化対策推進法第 21 条に基づき、「地域脱炭素化促進事業」の促進区域に関する事項（地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等）について、本町の再生可能エネルギー導入促進に関する取組と整合を図りながら、基礎的検討をする。

#### 第 28 条（温室効果ガス排出量算定ツールの作成）

地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト（環境省）に掲載されているツール類を活用し、計画の進捗管理に使用することが可能な温室効果ガス排出量算定ツール（マイクロソフト社 Excel）を作成する。

#### 第 29 条（気候変動適応計画概要の検討）

気候変動適応法第 12 条に基づく地域気候変動適応計画への位置づけを考慮し、県の気候変動適応策取組方針を踏まえ、本町において取組可能な分野別の気候変動適応策の概要を検討する。

#### 第 30 条（会議等の運営支援）

庁内検討会議等の開催及び庁外における計画検討内容等を説明する会議を開催する際には、必要に応じて会議への出席、会議資料の作成、説明補佐等の運営支援を行うものとする。

#### 第 31 条（雫石町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案の作成）

第 20 条から第 29 条までの結果をとりまとめ「雫石町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」計画書の素案を作成する。作成に当たっては雫石町新エネルギービジョン及び雫石町再生可能エネルギーマスタープランを統合すること。

#### 第 32 条（成果品の納品）

本業務の成果品の納品場所は、雫石町町民課とし、次に定める成果品を納品する。

ア 雫石町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案 1 部

イ 雫石町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案概要版 1 部

ウ 上記電子データ 1 式